市障がい者基幹相談支援センター(虐待防止センター)事業 令和4年度及び5年度の取組みについて

I. 福岡市障がい者基幹相談支援センター事業

1 総合的・専門的な相談支援の実施

区障がい者基幹相談支援センター(以下、「区基幹センター」と略す。)で対応が困難なケースについて、必要な助言や情報提供等の支援を行うとともに、各種専門機関との連絡調整を行い、役割分担や連携のあり方について検討し、課題の解決に向けての取り組みを行っている。

【関係機関支援延べ件数】

(単位:件)

相談対応件数		3年度		4 年度		
11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11	総合相談	計画相談	計	総合相談	計画相談	計
区基幹センター	78	20	98	79	0	79
指定相談支援事業所	27	29	56	27	14	41
その他	526	970	1, 496	322	474	796
計	631	1, 019	1, 650	428	488	916

<令和5年度の取組>

- 〇令和5年度も引き続き、区基幹センターや、関係機関から相談があった困難事例を始めとする様々な相談へスーパーバイザーを派遣するなどの支援を行うとともに、各種専門機関との連絡調整を行い、役割分担や連携のあり方について検討し、課題の解決を図っていく。また、市基幹に直接連絡があった市外転入・虐待・触法・住所不定の事例等に継続して対応する。
- ○区部会から上がってきた地域課題を整理して、協議会に上げて課題解決に向けての検討を行っていく。

2 市の相談支援体制の強化の取組

(1) 区基幹センターに対する研修会等の実施

区基幹センターの職員の資質向上のため、経験年数に応じて体系的な研修と専門性の高い テーマに関する専門テーマ研修を企画し実施している。区基幹センター内での人材育成に生か せるように事例検討を行うなど研修内容の充実を図る。

【令和4年度:区基幹センターコーディネーター研修】

回	コース	テーマ	実施日	時間	参加 者数
第1回	体系別	障がいの理解	4月26日	10:30~16:00	26
第2回	体系別	アセスメント	5月13日	10:00~12:10	30
第3回	体系別	介護保険	5月30日	10:00~12:00	38

第4回	体系別	意思決定支援	6月13日	15:00~16:30	33
第5回	専門	差別解消	9月13日	15:30~17:00	30
第6回	専門	発達障がい	10月11日	14:00~17:00	37
第7回	専門	医療的ケア	11月14日	10:00~11:30	40
第8回	体系別	スーパービジョン	12月9日	13:00~17:00	21
第9回	専門	ソーシャルワーク	2月28日	14:00~17:00	34
第10回	専門	スーパービジョン	3月15日	15:00~17:00	42

<令和5年度の取組>

○区基幹センターが担当する校区内の相談支援従事者の資質向上のため、区基幹センター職員のスキルアップに重点を置き、経験年数に応じた体系的な研修会を継続して実施していく。

(2) 区基幹センターへの助言等による人材育成支援

福岡市から委嘱された「相談支援スーパーバイザー(以下、「SV」と表記する)」等を定期的または要請に応じて派遣し、専門的な助言等を実施するなどし、区基幹センターの人材育成の支援を行う。

【対応方法の内訳】

(単位:件)

		訪問	計
3年度	個別依頼	24	24
	事務局会議への参加	74	74
	個別依頼	19	19
4 年度	事務局会議への参加	70	70

<令和5年度の取組>

- ○区基幹センター等が対応している困難事例について機能強化専門員やスーパーバイザーと 協働しながら課題の整理や助言などを行い、解決に向けての支援を行う。
- ○区基幹センターのコーディネーターの相談援助能力の力量を高めるため、各種会議や研修・事例検討などを通して人材育成を行っていく。

(3) 各区基幹センター等のネットワーク構築への支援

地域の相談機関(民生委員・児童委員、高齢者、児童、保健・医療、教育、就労等に関する各種の相談機関等)との連携会議の開催など連携強化の取組みを行うことにより相談支援 事業の周知を行い、区基幹センター等が区内のネットワークを構築するための支援を行う。

○協議会関係

- ・福岡市障がい者等地域生活支援協議会区部会(参加:42回)
- ・福岡市障がい者等地域生活支援協議会区部会事務局会議(参加:83回)
- ・触法障がい者部会(参加:4回)
- ・精神障がい者に対応した地域包括ケアシステム検討部会(参加:2回)
- 地域生活支援拠点等整備検討部会(参加:3回)
- 主任コーディネーター会議(開催:9回)
- ○福岡県弁護士会高齢者・障がい者等委員会との連携(総括会議、勉強会)(2回)
- 〇難病対策地域協議会〔保健福祉局保健予防課〕(参加:1回)
- 〇ひきこもり支援者研修会[福岡市精神保健福祉センター](参加:1回)
- ○多機関協働の促進に向けた検討会 [保健福祉局地域福祉課] (参加:4回、研修会1回)

<令和5年度の取組>

- 〇地域生活支援拠点等整備検討部会の提言書に記載されていた、短期入所事業所の拡充を 推進するために、区を超えたエリアごとの取り組みを市基幹センターがマネジメント機 能を担い短期入所事業所を増やす取組を行っていく。
- 〇福岡市障がい者等地域支援協議会に係る区部会及び区部会事務局会議に継続的に参加 し、区部会運営や区基幹センターと相談支援事業所、各種関係機関とのネットワーク運 営を支援していく。

3 地域移行・地域定着の促進の取組

「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の考え方に基づいた地域体制整備の取り 組みについて、各種関係機関に普及・啓発を行っていき、障がいのある人たちが地域で安心し て暮らせるための体制づくりに取り組んでいく。

・精神障がいに対応した地域包括ケアシステム検討部会(2回)

<令和5年度の取組>

○「精神障がいに対応した地域包括ケアシステム検討部会」や「地域移行部会」での検討内 容を参考にしながら、市や関係機関等と協議し、研修会やネットワークづくり等に取り組 んでいく。 4 福岡市内のグループホームに関する情報集約業務

市内の障がい者グループホームの利用を促進するため、障がい者グループホームの基本的な情報を整理・集約し、区基幹相談支援センター等を通じて、利用希望者への情報提供を行った。

【情報提供の状況】 (単位:件)

	3年度				4 年度			
対象グルー プホーム数	基本情報提 供機関数	空室情報 提供回数	空室情報 提供件数	対象グルー プホーム数	基本情報 提供機関数	空室情報 提供回数	空室情報 提供件数	
284	16	12	1, 614	344	16	12	1, 836	

<令和5年度の取組>

〇二一ズに応じたグループホームを適切かつ迅速に探すことができるように、グループホームの空室状況の情報集約及び情報提供を行う。

- 5 福岡市障がい者等地域生活支援協議会に係る業務
- (1) 福岡市が設置した「福岡市障がい者等地域生活支援協議会」の開催準備等、事務局業務の一部を担う。
- (2) 事務局合同会議を開催し、各区部会からの課題の精査を行う。
- (3) 事務局合同会議調整会議を開催し、事務局合同会議で検討する事例の精査や協議事項の確認 を行う。
- (4) 専門部会では、委員として協議に参加する。地域生活支援拠点等整備検討部会及び触法障がい者部会、精神障がいに対応した地域包括ケアシステム検討部会、障がい者虐待対応に関する専門部会では開催準備等、事務局業務の一部を担う。
- (5) ホームページの更新(協議会、事務局合同会議、区部会、専門部会の活動報告等)を行う。

【会議の開催状況】 (単位:回)

	会議名	3年度	4 年度
福岡市障	がい者等地域生活支援協議会	2	2
事務局合	市会議	3	3
事務局合	同会議調整会議	3	3
専	触法障がい者部会	6	4
·····································	精神障がいに対応した地域包括ケアシステム検討部会	1	2
部	地域生活支援拠点等整備検討部会	1	3
会	障がい者虐待対応に関する専門部会	1	1

<令和5年度の取組>

- ○各種専門部会に参加し、基幹センターが障がい者の相談機関として把握している実情 等を伝え、課題解決に向けての円滑な協議が行われるよう提案や調整を行っていく。
- ○協議会の機能を活かし、不足している社会資源の開発・開拓に取り組んでいく。
- 〇ホームページに、最新の情報を発信できるように取り組んでいく。
- 6 医療的ケア児等コーディネーター業務
- (1)医療的ケア児等コーディネーター養成研修医療的ケア児等が地域で安心して暮らしていけるよう、医療的ケア児等に対する支援のコーディネートが適切に行える人材を養成する。
 - ※平成30年度から市より委託を受け実施。

【受講状況】

13 15 115-2		18 =r	立:#土
	日 程	場所	受講者
=#- **	令和4年10月22日		4.4
講義	令和4年10月23日		44
演習	令和4年10月27日	」 あいあいセンター 」	45
	令和4年10月28日		*

※令和3年度までの講義受講者を含む。

<令和5年度の取組>

- 〇昨年度に引き続き、医療的ケア児等コーディネーター養成研修や、福岡県医療的ケア児支援センターと連携して医療的ケア児等支援者養成研修を行うとともに、これまでの受講者を対象とした研修の実施、事例検討や社会資源情報の共有などを通してコーディネーター同士のネットワークを構築していく。
- 〇福岡県の医療的ケア児支援センターと定期的に連絡会をもち、情報共有しつつ、今後 共同で研修開催することも視野に入れながら、医療的ケア児等支援調整コーディネー ター業務に取り組んでいく。

Ⅱ. 障がい者虐待防止センターとしての事業

1 障がい者虐待に係る通報及び届出の受付

養護者による障がい者虐待通報・届出を受けた場合は、区保健福祉センター及び福岡市障がい者 虐待防止センターが受理し、障がい者福祉施設従事者による障がい者虐待、使用者による障がい者虐 待の通報・届出を受けた場合は、受付票を作成後、障がい者福祉施設従事者による障がい者虐待の通 報・届出は障がい福祉課に、使用者による障がい者虐待の通報・届出は障がい者支援課に送付する。

(1) 通報・届出の状況(間違い電話や問い合わせ等を除いた実件数)

区 分 (主	————————— 単位:件)	3年度	4 年度
養護者による虐待		54	68
	うち休日・夜間	6	9
障がい者福祉施設職員従事者等・	(% 1) 26	(*2) 33	
	うち休日・夜間	12	14
虐待以外の相談	_	41	35
	うち休日・夜間	20	20
計	(%1) 121	(*2) 136	

- ※1 3年度の施設従事者と使用者は、1件重複している。
- ※2 4年度の施設従事者と使用者は、3件重複している。

(2)養護者による虐待の実人数 (コアメンバー会議を開催した回数)

	令和 3	3年度	令和4年度	
区 分	回数	割合	回数	割合
虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例	20	37. 04%	24	35. 29%
虐待ではないと判断した事例	11	20. 37%	12	17. 65%
虐待の判断に至らなかった事例	11	20. 37%	23	33. 82%
虐待の事実確認を継続中の事例	12	22. 22%	9	13. 24%
合 計	54	100%	68	100%

(3) 通報・届出への対応延件数

(単位:件) 計

	対応方法	本人	家族・親族	行政	関係機関	その他	計
	電話	94	177	407	1, 210	56	1, 944
3	メール・FAX等	0	0	70	66	0	136
年	訪問・同行	202	143	158	415	87	1, 005
度	来所	2	3	1	13	6	25
	計	298	323	636	1, 704	149	3, 110
	電話	185	536	642	1, 936	75	3, 374
4	メール・FAX等	1	15	45	64	0	125
年	訪問・同行	339	262	180	718	98	1, 597
度	来所	5	8	3	18	1	35
	計	530	821	870	2, 736	174	5, 131

^{※「}その他」は不動産関係、郵便局、年金事務所、学校関係等。

2 養護者による虐待への対応

養護者による虐待の場合は、さらなる虐待の防止と当該障がい者を保護または支援するために、区 保健福祉センター、区基幹センター等、その他関係機関と連携し、虐待対応が終結するまでの一連の 支援を行っている。

(1)通報・届出における該当区担当部署ごとの件数(令和4度) (※重複あり)

課	東区	博多区	中央区	南区	城南区	早良区	西区
福・介課	4	7	5	7	1	9	5
健康課	6	1	4	9	3	2	5

(2)被虐待者の内訳

(「虐待疑い」としてコアメンバー会議を実施または実施予定のケース)

1)年齢 (単位:人)

	18~20代	30代	40代	50代	60代	70代	計
4 年度	17	14	15	17	4	1	68

②障がい種別(※重複あり)

②障がい種別	(※重複あり)	(単位:人)		
	身体障がい	知的障がい	精神障がい	その他(難病等)
4 年度	17	28	38	1

③虐待類型別(※重複あり)

③虐待類型別	(※重複あり)			(単位	(単位:人)	
	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄・放任	経済的虐待	
4 年度	37	3	26	17	20	

※①~③は、通報時点での数

(3) 虐待者の内訳(※重複あり)

(3) 虐待者の内訳(※重複あり)						(単	位:人)		
		父親	母親※1	兄弟姉妹※2	祖父母	夫※3	妻	子	その他※4
	4 年度	20	16	12	2	15	1	2	5

- ※1 継母含む
- ※2 義兄、義弟含む
- ※3 内縁の夫、元夫含む
- ※4 「その他」は、パートナー、知人、管理人
- (4) 進行管理対象者への対応

「進行管理対象者」は、「虐待の事実」または「虐待の疑い」があり、コアメンバー会議を開 催(予定を含む)したケースである。

①虐待対応に関する会議の開催状況

(単位:回)

	コアメンバー会議	個別ケース会議	ケア会議	計
3年度	54	78	25	157
4 年度	67	123	24	214

※個別ケース会議やケア会議は前年度からの継続ケースも含む。

②対応の内容(例示)

〇本人支援

- 安全確保…緊急一時保護、措置、短期入所の利用、警察へ保護や見守りの対応依頼等
- ・アセスメント…生活歴や各種情報収集のため、関係者への聴き取り等
- ・手続き支援…障害者手帳、福祉サービス、障害年金、自立支援医療や生活保護申請等
- ・利用調整、見学同行等…通所や入所施設、グループホーム等を利用開始するまでの関係機関と の調整や見学同行等

- ・司法関係との連携…成年後見制度、債務整理や離婚手続き等、法テラスや弁護士等への依頼や 手続き支援等
- ・医療との連携…病院へ医療情報を収集、病院受診の調整や受診や診断書作成依頼等
- ・区基幹センター、相談支援事業所との連携
- ・育児支援…児相、こども相談係等との連携
- ・その他…銀行等の同行、転居の手伝い等

〇養護者支援

- ・ 障がい特性の理解…情報提供、医療機関や区基幹センター等に繋ぐ等
- ・家族等の負担軽減…ヘルパー、本人の通所や入所、グループホームへの入居を勧める等
- ・養護者への支援…情報提供、医療機関やいきいきセンター、保護課等との連携、区基幹センター、相談支援事業所との連携

<令和5年度の取組>

〇引き続き行政や関係機関との連携のうえ、障がい者虐待を受けた又は受けたと思われる 障がい者を保護又は支援するための取り組みなどを行っていく。

3 虐待防止に向けたネットワークの構築と啓発活動

障がい者虐待防止のために地域の関係機関とのネットワークを構築するとともに、広報その他啓 発活動を行っている。

- (1) 研修実績
- ① 行政職員向け虐待防止研修

日 程:令和4年6月13日(月)13:30~16:30 参加者数:28名

テーマ:「養護者による障がい者虐待対応と市、虐待防止センターの役割について

講師:障がい者支援課係長赤坂 嘉裕氏

テーマ:「障害者虐待防止法における行政の責務」、「演習」

講師: 弁護士 野林 信行氏(福岡高齢者・障害者虐待対応チーム)

社会福祉士 岡田 理恵氏(福岡高齢者・障害者虐待対応チーム)

日 程: 令和4年7月13日(水) 13:30~16:30 参加者数 20名

テーマ:「演習」

講 師:弁 護 士 野林 信行氏(福岡高齢者・障害者虐待対応チーム)

社会福祉士 岡田 理恵氏(福岡高齢者・障害者虐待対応チーム)

② 区基幹相談支援センター向け防止研修

日 程: 令和4年6月22日(水) 14:00~16:30 参加者: 27名

テーマ:「障がい者の虐待対応について」「演習」

講 師:障がい者虐待防止センター職員

③ 障がい福祉サービス事業所(法人)向け虐待防止研修

日 程: 令和4年9月2日(金) 13:30~15:00 参加法人数 53法人

令和4年9月7日(水)13:30~15:00 参加法人数 43法人

テーマ:「各施設での虐待防止研修の実施に向けて」

講師:虐待防止センター職員

<令和5年度の取組>

- ○行政向け、区基幹センター向けの虐待防止研修を実施する。
- 〇障がい福祉サービス事業所の運営法人向けに、法人内で虐待防止研修の実施が可能となるような研修を企画する。
- ○その他、研修講師、ファシリテーター等としての派遣要請等、必要に応じて検討する。
- 4 福岡市障がい者虐待対応に関する専門部会に係る業務 障がい者虐待対応に関する専門部会の事務局業務を担う。

<令和5年度の取組>

〇障がい者虐待対応での課題の解決に向けての協議が行われるよう提案や調整を行っていく。

5 緊急一時保護の連絡調整

障がい者虐待を受けた、または受ける恐れのある障がい者を必要に応じて市内の指定短期入所事業所へ緊急一時保護する場合の連絡調整を行う。また、会議で協議し、必要な場合は緊急一時保護先等への移送を行う。

(1) 緊急一時保護の実績(令和4年度)

保護の形態	実人数
緊急一時保護(措置)	2
緊急一時保護(契約)	1
その他	0
計	3

(2) 緊急一時保護の受入先

· 地域生活支援拠点事業所 2回

· 短期入所事業所 1回

<令和5年度の取組>

- 〇被虐待者の保護が必要な際には、その都度、緊急一時保護事業委託先に打診をしながら、 受入先を探す。その際受入について柔軟に対応してもらうよう依頼を続けていく。
- 〇拠点事業所には緊急一時保護のセーフティネットの役割を担ってもらいつつ、緊急対応コーディネーターと情報共有、連携しながら次のステップ(他事業所の移行、再統合に向けた支援等)に向けた支援を行う。